

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 29号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。
第6条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号を同項第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和3年7月分の入院費（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院に要する費用をいう。以下同じ。）から適用し、同年6月分までの入院費については、なお従前の例による。

(こころの健康増進センター)